

## 【居宅介護支援事業所】新規指定に係る注意事項について

指定事業者は、法令等で定める人員、設備及び運営基準に従い、事業の提供をしなければなりません。十分に基準を理解したうえで申請をしてください。

### 事業者指定までの流れ

	事項	内容	期日等
1	事前相談	区へ事前相談票を提出してください。	指定希望日の2か月前の1日まで (例：4月1日指定の場合は、2月1日まで)
2	指定申請書類の提出	区へ指定申請書類を提出してください。	指定希望日の2か月前の15日まで (例：4月1日指定の場合は、2月15日まで)
3	指定申請書類の補正完了	書類の修正・差し替え等 (申請書類に不備がない状態にします。)	指定希望日の2か月前の末日 (例：4月1日指定の場合は、2月28日まで)
4	書類審査	区が実施します。 審査経過で、不備が判明した場合は、再提出等を求めることがあります。	指定希望日の前月
5	指定通知書の送付	区から事業所あてに指定通知書を送付します。	指定日の前月中
6	事業所の開設	事業を開始します。	指定日

\*指定申請書類の受付でもって指定を確約するものではありません。また、書類に不備があり期日までに提出されない場合は、指定希望日を変更していただくことになりますのでご注意ください。

\*審査期間に、必要な場合は現地確認を行うことがあります。その際は、事前に電話にてご連絡します。

\*指定通知書は、事業所あてに郵送します。再発行はできませんので、紛失等ないようにしてください。

## 指定後の事業運営について

事業運営は、関係法令等に則り適切に行ってください。また、指定した内容に変更が生じた場合などは、届出が必要となりますのでご注意ください。

### 居宅介護支援事業における主な基準等

- ・文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例(平成30年3月5日条例第23号)
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

基準等は見直しをされる場合がありますので、区や厚生労働省のホームページ等において常に最新の情報を入手するようにしてください。